

日本人の外国籍配偶者に対する 短期滞在査証（含む数次査証）の発給について

【対象者】

日本国外に合法的に居住あるいは職を有して長期滞在している日本人と法律上の婚姻関係がある外国籍を有する配偶者

●一次、二次査証

- 原則として当該日本人と同居していること

●数次査証

- 当該日本人と現に同居していること
- 本邦への出入国が一回以上確認できること
- 婚姻期間が1年を経過していること

提出書類

<査証申請人に準備頂くもの>

- 査証申請書（写真添付）
- 旅券
- 現住所を証する資料（同居していることを証する書類）
※居住証明書、Form C、外国人登録証(FRC)など
- 往復フライトの予約票（数次査証の場合は不要）
- 滞在予定表（数次査証の場合は不要）
- 数次査証を申請する場合は、数次査証を希望する理由書

<日本人配偶者に準備頂くもの>

- 日本国旅券の写し
- 発行から3ヶ月以内の戸籍謄（抄）本
- ミャンマーに合法的に居住、あるいは職を有し長期滞在していることを証する書類
※ミャンマー政府が発行する書類（外国人登録証(FRC)、Form Cなど）

<主たる生計維持者（申請人または日本人配偶者）に準備頂くもの>

- 在職証明書
- 所得証明書または銀行通帳

なお、ミャンマーに合法的に居住または職を有して長期滞在している日本人の特別養子（養子は除く）、または当該日本人の子として出生した方についても、本件査証発給の対象となります。詳細につきましては当館領事窓口スタッフまたは電話、Eメールにてお問い合わせ下さい。

いずれの書類も発行から3ヶ月以内のものをご提出下さい。
またミャンマー語の書類は原本と訳文（日または英）と各コピーを添付して下さい。
特に記載のないものについては原本（1部）をご提出下さい。